

## 令和7年1月からの大雪被害対策資金（運転資金）の概要

### 1 目的

令和7年1月9日からの大雪により、果樹の枝折れ等の被害を受けた農林漁業者に対し、再生産及び経営の維持安定のために必要な資金の融資を行い、農林漁業者の生産活動の維持を図る。

### 2 資金概要

資金名	山形県農林漁業天災対策資金
対象災害	令和7年1月9日からの大雪
貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害農業者、被害林業者又は被害漁業者 農林漁業を主な業務とする者（年間総所得の5割以上を農林水産業所得に依存している者）で、次のいずれかの被害がある旨の市町村長の認定を受けた者</li> <li>① 農作物等の減収量が30%以上、かつ、減収による損失額が平成農業等総収入の10%以上</li> <li>② 果樹等の樹体被害による損失率が被害時価額の30%以上</li> <li>③ 林産物の損失額が平成林業総収入の10%以上</li> <li>④ 樹苗育成施設等の損失額が被害時価額の50%以上</li> <li>⑤ 魚介類、海藻類の損失額が平成漁業総収入の10%以上</li> <li>⑥ 漁船・漁具等の損失額が被害時価額の50%以上</li> </ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 種苗、肥料、薬剤、漁具等購入費等の運転資金</li> <li>○ ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用</li> </ul>
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 果樹栽培者（果樹収入が5割以上）、家畜等飼養者 500万円（法人2,500万円）又は損失額の55%のいずれか低い額</li> <li>○ 一般農業者（果樹収入が5割未満）、林業者 200万円（法人2,000万円）又は損失額の45%のいずれか低い額</li> <li>○ 一般漁業者 200万円（法人2,000万円）又は損失額の50%のいずれか低い額 など</li> </ul>
償還期限	被害程度により3年～6年以内（据置期間なし）
貸付利率	0.90%以内（融資機関の利率引下げにより無利子化又は低利子化の場合あり）
貸付期間	令和7年9月30日まで
融資枠	1億円

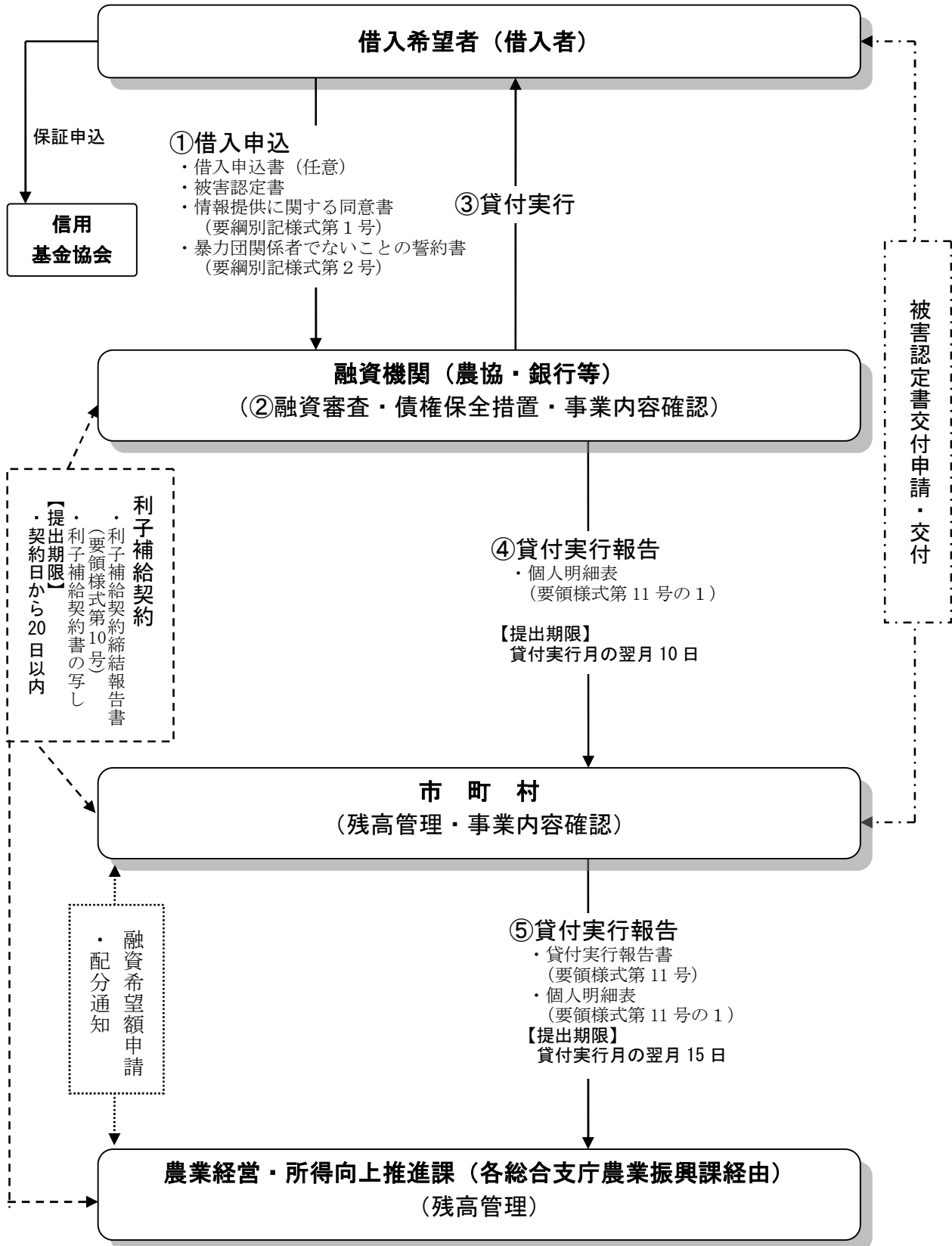
### 3 利子補給の事業内容

- 実施主体：市町村
- 仕組み
  - ・ 基準金利（2.95%）のうち、県・市町村が利子補給し引下げ ⇒ 0.90%
  - ・ 県・市町村による引下げ後、融資機関が独自に引下げを行う場合 ⇒ 無利子（最大引下げの場合）

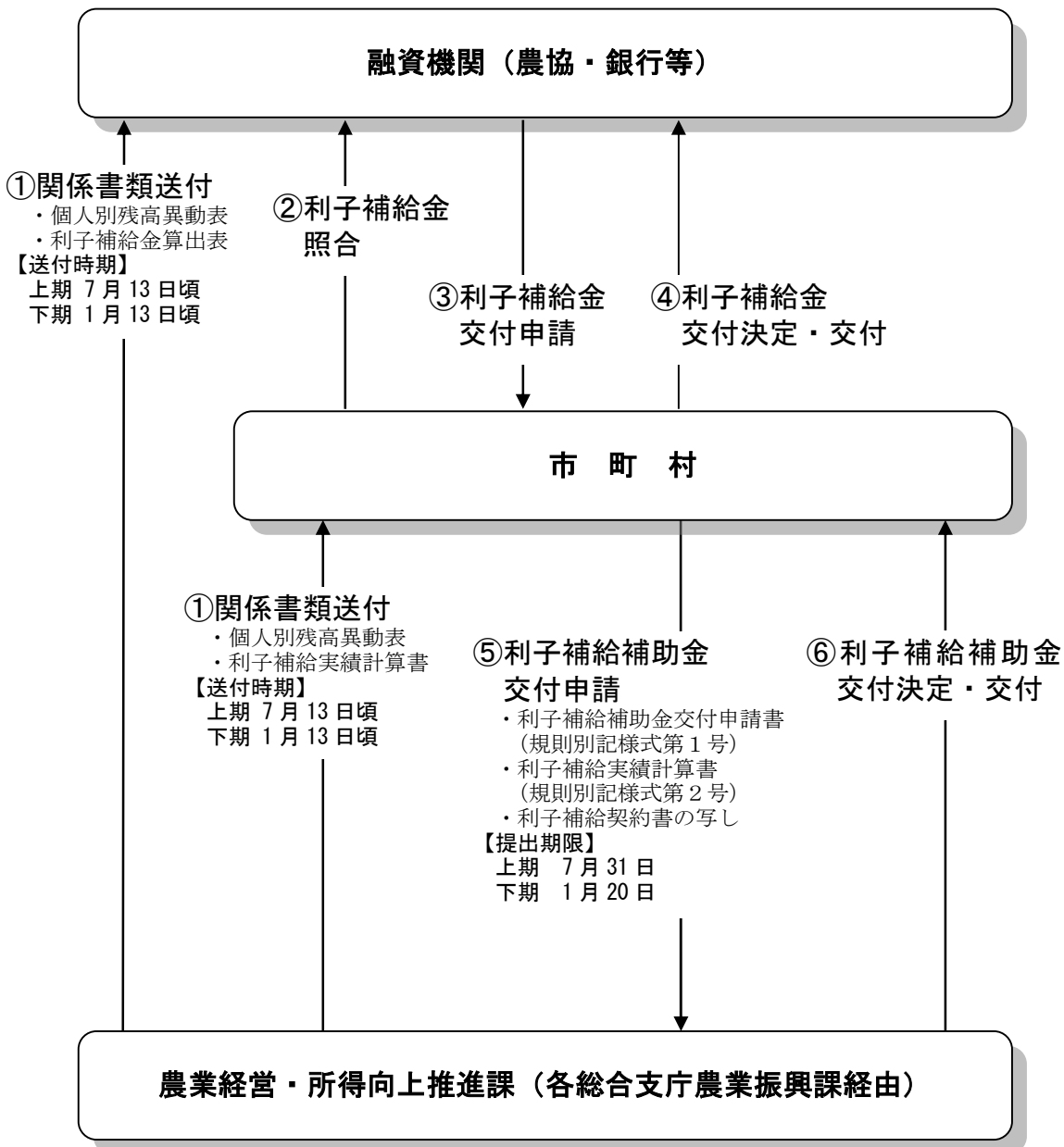
基準金利	2.95%
利子補給率	2.05%
県（66.5%）	1.36325%
市町村（33.5%）	0.68675%
貸付利率	0.90%

令和7年1月からの大雪被害対策資金（運転資金）  
（山形県農林漁業天災対策資金）  
— 事務フロー図 —

(1) 借入申込～貸付実行



## (2) 利子補給（補助）申請～交付



※ 規則：山形県農林漁業天災対策資金利子補給補助金交付規則

※ 要領：山形県天災資金等事務取扱要領

※ 要綱：令和7年1月からの大雪被害についての山形県農林漁業天災対策資金利子補給補助金交付規則の適用に関する要綱